

第 1 3 回

八田村、白根町、芦安村

若草町、櫛形町、甲西町

合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 4 年 7 月 1 1 日

第13回 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会

平成14年7月11日  
午後2時 開議  
白根桃源文化会館

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ(齋藤公夫会長)

日程第3 議事

(1) 報告事項

報告第1号 合併協議会委員の変更について

報告第2号 各小委員会の審議状況について

(2) 協議事項

協議第1号 合併に関する協議項目の決定について

協議第2号 合併協議会スケジュールの変更について

協議第3号 平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会決算の認定について

(3) その他

日程第4 その他

日程第5 閉会

開会 午後 2時00分

事務局長（大芝政則君）

ご苦労さまです。

ただ今より第13回 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会を、お手元の次第に沿って行います。

開会にあたり、齋藤公夫合併協議会会長より、ごあいさつを申し上げます。

会長（齋藤公夫君）

開会にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。

心配しておりました台風6号であります、全国各地に大きな被害が出ております。

幸い本県への直撃は避けられ、当峡西地域では夏果実の最盛期であっただけに、大きな被害が出ることなく過ぎ去ったことは、何より安堵するところであります。

さて、本日ここに第13回合併協議会を開催いたしましたところ、委員各位には公私とも何かとご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、委員各位におかれましては、平素、当合併協議会をはじめ各小委員会等の運営に多大なご尽力を賜り、感謝に堪えない次第であります。

おかげさまで合併協議会も、合併協議会事務局と合併準備室とで連携する中で、スケジュールに沿って順調に推進されておりますことをご報告申し上げます。

特に、合併準備室におきましては、明年4月の合併まで余すところ9カ月を割り込み、準備に追われているところであります。

このため、開所時は、県派遣職員を含め15人体制でスタートいたしましたが、思いのほか仕事量が多いことから、新たに各町村から5人を増員していただき、20名体制で合併準備業務を担当していただくことになりましたことをご報告申し上げます。

また、合併協議会においては、前協議会での決定に基づき、去る6月1日から30日までの1カ月間、新市の名称を公募し、その結果4,500を上回る応募をいただき、現在、集計中ではありますが、いずれ新市名称選定等策定小委員会で最終選定を行い、次期合併協議会で決定していただくことになっておりますことをご報告申し上げます。

さて、ご案内のとおり、ここに至り全国的に合併気運が急速に高まり、5月23日現在、総務省の集計によりますと法定協議会、任意協議会、研究会等を含む設置数は517組織、2,226市町村が参加されていると言われ、これは全市町村3,218の69.2%に相当いたします。

また山梨でも、既に9組織、40市町村が合併協議に参加され、特例法の期限2005年3月31日を視野に入れ、積極的に協議が進められております。

まさに今や、市町村合併は早いか遅いかの時代を迎えていると言っても過言ではありません。

こうした中、われわれ峡西地域6町村合併協議会は、時代の先見性を読み、全国的にもモデル合併協議会として先頭を走り続けてまいりました。

そのためにも残す期間、お互い全力で協議に参加され、無事、新市の誕生が迎えられますようご協力をお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告事項2件、協議事項3件であります。

報告事項につきましては、各町村議会構成の変更に伴う委員の変更によるものと各小委員会の審議状況の報告であります。

また、協議事項につきましては、第1号では合併に関する協議項目の決定についての協議であり、

第2号では合併協議会スケジュールの変更をお願いするものであります。また、第3号では平成13年度合併協議会歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、順次、事務局から説明をいたさせます。

なにとぞ十二分にご審議を尽くされ、ご議決賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

事務局長（大芝政則君）

続きまして、次第3の議事に移りたいと思います。

議事は規定により、齋藤会長のもと進めていただきます。

よろしく願いします。

会長（齋藤公夫君）

それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。

本日の会議につきましては、委員をお願いしている66名中61名の方々にご出席をいただき、合併協議会規約第10条第1項の規定によります2分の1を超えておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布を申し上げました会議次第にしたがいまして進めさせていただきます。

会長（齋藤公夫君）

報告第1号 合併協議会委員並びに監査委員の変更について、事務局から報告いたします。

事務局でお願いいたします。

事務局（上野健君）

それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをお開き願います。

合併協議会委員の変更でございますが、いずれも各町村議会の議長の交代等に伴うものでございます。

八田村では、2号委員として新たに清水勝利議長が選任されております。また、4号委員として堀廣男委員が選任されております。いずれも変更年月日は6月7日でございます。

白根町では、2号委員といたしまして新たに清水賢吾議長が選任されております。変更年月日は5月13日でございます。

若草町では、2号委員といたしまして新たに斉藤正議長が選任されております。また、4号委員といたしまして小池幸雄委員、清水勝則委員が選任されております。いずれも変更年月日は6月6日でございます。

櫛形町では、2号委員といたしまして新たに斉藤哲夫議長が選任されております。変更年月日は6月21日でございます。

甲西町では、新たに2号委員といたしまして内池虎雄議長が選任されております。変更年月日は6月21日でございます。

また、監査委員といたしまして、新たに堀廣男委員が選任されております。変更年月日は6月7日でございます。

次に、3ページをお開き願います。

ただ今の委員の変更に伴う委員さん方の所掌する小委員会が変更になっております。

八田村の清水勝利委員におかれましては総務・企画・議会小委員会、新市建設計画策定小委員会、新市名称選定等小委員会について所掌していただきます。

堀委員におかれましては、住民小委員会、新市名称選定等小委員会を所掌していただきます。

若草町の清水勝則委員におかれましては、引き続き総務・企画・議会小委員会を所掌していただきます。同じく若草町の斉藤妙子委員におかれましては、新たに教育小委員会を所掌していただきます。

それから、その下にございますけれども総務・企画・議会小委員会の役員の変更がございます。

新たに委員長といたしまして白根町の清水賢吾委員、副委員長といたしまして若草町の斉藤正委員が選任されております。

いずれも変更年月日は7月3日でございます。

以上でございます。

会長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

報告第2号 各小委員会の審議状況についてご報告をお願いします。

はじめに産業・経済小委員会の報告をお願いいたします。

産業・経済小委員会副委員長（秋山友嘉君）

どうも、ご苦労さまでございます。

産業・経済小委員会から報告をさせていただきます。

本日は名取委員長が出席して報告すべきでございますが、都合により欠席しておりますので、私、副委員長の秋山が報告いたします。

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、合併後においても引き続き新市の農業委員会の委員として在任することで、既に皆さん方の協議をいただいております。

その具体的な在任期間につきまして協議を重ねた結果、制度の趣旨および選挙の時期、合併後の状況などを勘案する中で、平成15年11月30日までの在任期間とすることで意見集約されました。

ここに報告します。

よろしく申し上げます。

会長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

次に、新市名称選定等小委員会の報告をお願いいたします。

事務局をお願いいたします。

事務局（上野健君）

それでは、新市名称選定等小委員会の意見集約結果について、ご報告いたします。

本来ならば委員長からの報告となりますが、委員長が会長でございますので、本日は代わって事務局から報告させていただきます。

新市名称選定等小委員会におきまして、新市の事務所の位置、いわゆる本庁の位置について検討を重ねたところでございます。

事務所の位置につきましては、昨年、協議済みの現在の各役場の庁舎を支所として活用するというを踏まえまして検討を重ねたところでございます。

その結果、現在の6町村の役場の庁舎の中から本庁舎を選定するのが望ましいといった観点から、判断基準といたしまして、現在の庁舎の面積、6町村7万人の住民の皆さん全体の利便性、駐車場等の周辺環境、建物の耐震性などの安全度、これらを勘案する中で、総合的な見地から現在の櫛形町役場の庁舎が望ましいという結論に至ったところであります。

また、新市の将来的な新庁舎でございますが、合併後の財政特例期間である10年間を視野に入れる中で、新市発足後、建設の規模、建設の場所、建設の時期、これらを広く市民の皆さんから意見を聴く中で検討に入ると、併せて結論付けたところでございます。

以上が当小委員会の意見集約結果でございます。

会長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

協議第1号 合併に関する協議項目の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（上野健君）

それでは、お手元の資料の4ページをお開き願いたいと思います。

協議第1号についてご説明いたします。

ただ今、各小委員会から、意見集約結果が報告されたところでございますが、改めてこれらの意見集約結果を当協議会における正式な決定としてよろしいかお諮りするものでございます。

まず、はじめに農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについてでございますが、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。

次に、新市の事務所の位置でございますが、

（1）新市の事務所の位置は、当分の間、現在の櫛形町役場の位置とする。

（2）将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通事情や他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

会長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

説明が終わりました。

委員の皆様からの質問はありますか。

どうぞ。

委員

新市の事務所の位置ですけれども、これは小委員会でこういう決定を出したということなんですけれども、これはこのように小委員会で決定を出して、すぐにこのまま審議をせずに先送りをする問題ではないと思うんですね。まだ十分時間があるのですから、これから合併協として審議をすべきだと思います。

この件については先送りすべきではないと思います。十分審議をお願いしたいと思います。

会長（齋藤公夫君）

今、もう少し審議をして決めるべきだというご意見がございましたが、実は、この本庁舎の位置につきましては決定していただいたならば、これから役場庁舎等々の施設の改修をしていかなければならない作業が残されております。

したがって、そのまま使えば結構ですが、例えば櫛形町の役場をお借りする場合、さらには公民館をお借りする場合につきましても、内部の改造をしなければならない作業が残されております。これを予算化し、改造して、来年3月までに整備しなければならないということを考えると、どうしてもこの時期に決定しなければ、工事等の作業が間に合わなくなってしまうということもございます。

そんなことで本日、皆様方からご意見をいただき、よろしければ決定させていただくということになるわけですので、もし色々なご意見がありましたら、この席で十分皆さんのご意見をいただき、決定していただければ幸いです。

この件につきまして再度ご意見がありましたら、どうぞご発言をしていただきたいと思います。どうぞ。

委員

当分の間、現在の櫛形町役場の位置とするという件については、私はこれは結構だと思うんですよ。当然なければ困るんですから。その後の将来の新市の事務所の位置、これについての検討をすべきだということなんですよ。これは、ここでもう結論付けて新市になってからでいいのではないかというのではなくて、これも十分に検討をして、そして結論が出なければやむを得ないんですけども、もう、ここでもって先送りする問題ではないと思うんですよ。色々な意見を聞きながら、どういう所がいいのか、どういう方向がいいのか。ここでいう成立後に交通事情や他の官公署との関係、これはもう新市にならなくても、この点については検討ができるわけですから、そういう面から、できるだけ時間をかけて検討をするということが大変大事なことはないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

会長（齋藤公夫君）

分かりました。

ちょっと私も、今、質問に対して勘違いしましたが、これにつきましては、もちろん時間をかけて十分協議をしていくつもりであります。

実は、先進例を見ましても、もう既に合併前に新市の市役所の位置を決めてある所もあると聞いております。しかしながら、私どもの合併協議会におきましては、一応その協議に入るということではありますが、入ってすぐ結論を出すということをおっしゃるわけでもありませんので、その辺は、ぜひ、ひとつご理解願いたいと思います。

十分時間をかけて、もちろん検討していただいてやっていこうという考え方でありますので、その点は、皆様のご理解をいただきたいと思います。

どうぞ。

委員

では、これからこの協議会として審議をしていくということなんでしょうか。ここで読むと、合併してからやろうと。新市の成立後に検討しようということになっているのですけれども、そうではなくて、この合併協議会として、これからも継続的にこの問題については討議をしていくということが大事なことはないかと思うんです。これをすべて新市が成立するまで先送りするというのは、ちょっとおかしいのではないかと思うんですけれども。

会長（齋藤公夫君）

分かりました。

新市になってからでも、実は十分時間の余裕がありますのでできるわけですが、例えば、この合併協議会としても、事前に一応その協議をせよとこういうことであれば、もちろんその時間がとれる限り、また協議することには問題がないわけであります。

いずれまた皆様方のご意見を伺いながら、この件に関しても、一応この協議会で協議をすべきということであれば、協議することはやぶさかではないわけでありますが、その辺はいかがでしょうか。

どうぞ。

委員

この新市の事務所につきましては、櫛形町の皆さんには大変ご理解あるご協力をいただきまして、庁舎を使用できるということで、なおかつ公民館までも使用できるということで、大変ご迷惑をかけていると思います。

それで先ほどお話がございましたように、私もできれば新市に成立後ということでございますけれども、せっかく協議会がございまして、できれば少しでも口が開くような形で進めていただければと思います。

例えば、甲西町に非常に立派な庁舎がございまして、そこを拡張して市庁舎を造る、あるいはこの52号線のバイパス沿いに造る、あるいは白根町でただ今役場を造るということで、前々から準備を進め、既に土地まで確保しているということも聞いています。色々な意見もあろうと思いますけれども、そのようなことで櫛形町へ迷惑をかけている、あるいは新市になってそれから進んでいくという一つの目標の場として、少しでも早く新しい庁舎ができることを私は期待いたしまして、協議会の場におきましてもご検討いただければと、こんな意見でございます。

よろしく申し上げます。

会長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

そのほか何かご意見ございますか。

皆さんから、そういうご意見が多いようであれば、いずれ小委員会等々もございまして、その担当する小委員会でも、一応その協議をしてみるということは、これはやぶさかではないと思うんです。

ですから、その小委員会に時間が許されるならば、協議し、検討してみるということもよいのではないかと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

委員

会長、協議をしてみるという簡単な考えではなくて、ぜひ真剣に協議をして、それでもまとまらなければ、これはまた合併後ということも考えられるんですけども、できれば合併後は新市の行政をスムーズにやるということで、こういう位置等の問題でエネルギーを使うべきではないと思うんです。できるだけ、ある程度目鼻をつけて、新市に入るといのがいいと思うんですよね。新市になった時には、もうそんな問題でエネルギーをあまり使わなくて、素晴らしい市をつくっていくという方向へ、まず目的を一つにしていく方がよいと思うので、ぜひ真剣に討議をする場をつくって欲しいと思うのですが、よろしく申し上げます。

会長（齋藤公夫君）

分かりました。



ただ今2人の委員さんから、そういうお話もございました。

それでは皆さんに一応お諮りしてみたいと思います。

この将来の新市の事務所の位置につきまして、この合併協議会で一応検討をしてみるとということで、皆様方の同意が得られればしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、皆さんのご意見も多数ありますので、一応、合併協議会として協議をするということに決定させていただきます。

なお、合併協議のこの場は、今まで、小委員会でそれを議題として協議を進めていくということでございますが、その点よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、そういうことで決定させていただきます。

それでは、新市名称選定等小委員会の議題として検討していくことにさせていただきます。

ありがとうございます。

それ以外になにかございますか。

(なし)

それでは、以上で質疑を打ち切らせていただきます。

議案第1号 合併に関する協議項目の決定について、これを原案のとおり決することにご異議がありませんでしたら、拍手をもってご承認をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

会長(齋藤公夫君)

協議第2号 合併協議会スケジュールの変更について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(上野健君)

それでは、協議第2号についてご説明いたします。

お手元の資料の5ページをお開き願います。また併せまして、別紙としてお配りしています、ちょっと大き目のスケジュール表をご覧いただきたいと思います。

当協議会のスケジュールにつきましては、昨年4月12日の第7回合併協議会におきましてご承認をいただき、それに沿って進めてきたところでございますが、この度、前回の5月9日の協議会におきまして合併が正式に決定しております。

現在、来年4月に向けた準備を鋭意進めているところでございますが、こうした中で合併につきましては大きな変革であり、住民の皆さんや内外への周知といったものが非常に重要であるといった観点に立ちまして、スケジュールについて再検討を重ねたところであります。

また併せまして、現在、新市建設計画につきましても関係の小委員会におきまして協議・作成を進めているところでございますが、この計画につきましては県との協議が必要であります。既に作成と並行いたしまして、県との事前協議を進めているところでございますが、幸い県との事前協議が9月ごろには終了するであろうといった見通しが得られました。

これに伴いまして、この協議が終了後、新市建設計画の協議をしていただきまして、10月を目途に合併協議会で決定をお願いする運びを考えております。その後、調印、6町村の議決を経まし

て、12月の県議会の定例会におきまして議決をいただいたらどうか、という考えでございます。

さらに加えて、その後、総務大臣への届け出、さらには総務大臣からの告示といったことで周知が図られます。現時点では2月の当初を想定しておりますが、これも告示ができるだけ早い方が、住民の皆さんへの周知、内外への告知といった時間が十分にとれるといったことございまして、この別紙のとおりスケジュールの変更をお願いするものであります。

よろしくご協議願います。

会長（齋藤公夫君）

ただ今説明のとおりでございますが、この件に関しまして何かご意見がありましたら受けたいと思います。

どうぞ。

委員

今はスケジュールを変更する時期ではないと思うんですよね。われわれ、この新市建設計画を全然手を付けていないんです。そういう段階で10月に議会の承認をとということは、ちょっとどう考えても無理です。

この計画は、われわれはまだ全然手を付けていないのに、なぜ、この時期だけを前倒しするのかということが非常に私は分からないんですよね。十分に審議を尽くして、住民の納得のいく中でといいながら、住民を無視しているような感じがするんですけれども、これはとてものめる問題ではないと思うんですよ。こんなスケジュールで、こんな時に、どこに合併の新市建設計画があるんですか。新市建設計画をつくるということは、法律に定められているんですよ。そして今、県との協議が9月には終わるといいましたけれども、県との協議ではないんですよ、住民との協議なんですよ、住民に周知することなんですよ。

それは、もうとっくにこの協議会で決定していることなんですよ。それをないがしろにして、とにかく時期だけを前倒して、難しい問題、今言うような新市の事務所の位置みたいなものはどんどん先送りするというのは、ちょっとこれはどう考えてものめません。

会長（齋藤公夫君）

分かりました。

実は、新市建設計画につきましては、現在、小委員会で順次協議を進めております。したがって、これは予定より早く、この新市の建設計画が審議できる方向に出ております。そんな関係もございまして、協議する時間は十二分に当然持たなければならないということではありますが、その時間は持つ予定ではあります。

また、このスケジュールの変更ですが、どうしても来年の1月になってしまうと、県におかれましては知事選等々もございまして。そんな選挙日程等々を考えると、12月の県議会に配置分合等々のお願いをすることの方が、先々のスケジュールの計画を見るとベターではないかということを考え、一応、この方向で考えたところであります。

いずれにいたしましても、今後の新市建設計画等々が、例えば審議がどうしてもまだ必要だということになった場合は、当然またそれなりの変更はあり得ることではありますが、一応、目標をこういう形において、この新市の建設計画等々も十二分に時間をかけて協議を進めていくという考え方でございますので、ぜひ、ひとつその辺をご理解していただきたいと思います。

これがすべて決定だということの考え方ではございません。一応、目標を持って新市建設計画等々も十二分に時間をかけて協議していこうと。今の段階では、なんとか建設計画の審議状況も予定より早く進むことができるということの見通しも出ましたので、このスケジュールを若干変更させて

いただいて、今日お願いするという段階になったわけでありますので、ぜひ、ひとつご理解を願いたいと思います。

どうぞ。

委員

予定より早くなると今言いましたが、このスケジュール表には、新市建設計画をわれわれが検討するということは何も書いてないんですよ。これでどうして予定より早くいくんですか。新市建設計画というのはですね、これは特例法の5条に基づいてやることなんで、新市の建設基本方針、建設の根幹となるべき事業、公共施設の統合整備、新市の財政計画と、これをつくれというのは、これは法律なんですよ。これを何もここに書いていないじゃないですか、われわれが検討する時期が何もありません。どこでこの計画、この重大なものを、一番重大なことなんですよ。とっくに新市建設計画をつくって、これを住民に知らせるということは、この会議で決議しているんですよ。そのことをおろそかにして先へ進むというのは、これは間違っていますよ。

これは例えば財政計画一つとっても、これはそれぞれの町の実態を洗い出してもらって、そして真実の姿を把握した中でなければ財政計画は立てられないんですよ。この財政計画がなくて、新市が成立するわけがないんです。これはもう特例法5条でもって、この計画は必ずつくりなさいと、合併する前につくりなさいということになっているんですがね。

これをこれだけの何も書いていないのに、そこへ行ってできなかつたら延ばせばいいというのは、ちょっと困りますね。

会長（齋藤公夫君）

実は、そのために新市建設計画策定小委員会を、皆様のご決議をいただいて設置してあります。この合併協議会も66名の全員協議でいくと、なかなか協議もまとまらないし進まないということがありまして、そのために小委員会をつくって協議をしていくということを、この合併協議会で決定させていただいております。

したがって、この建設計画につきましても、新市建設計画策定小委員会を設置してあります。そこで現在協議を進めておるということであります。その席で十二分に色々な協議を進めてまいりまして、その協議が煮詰まった時点で、再度この合併協議会にかけて皆様のご意見をいただくということになっておりますので、その小委員会の日程はここには書いてありませんが、現在、小委員会で十二分に協議を進めておるということを、ぜひ、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

別に、委員の皆さん方を無視しているわけではございません。そのために小委員会を設置して協議をしていくということを決定させていただいておりますので、ぜひ、ひとつ、その点をご理解を願いたいと思っております。

どうぞ。

委員

小委員会で検討しているということなんですけれども、まだ、なんの報告もわれわれは受けておりませんし、とにかくこの新市建設計画は、住民に是非の判断を仰ぐ重要なものであるということ、齋藤会長も前に述べられておったし、そういうことで建設計画がまず先だということで決議をしているんですよ。

これをそっちへ置いておいて、10月に議会で決議をしるなんて、これは無茶ですよ。もう少し真剣に検討しましょうよ。

例えばですね、構想の中に「世界に開く広域交流拠点～甲西」というのがあるんですよ、これは

構想です。これを具体的に、どうして建設計画の中に入れていくのかということになった場合に、昨日あの雨の中で甲西工業団地はストップしてしまっただけです。もう周りの道は全部通れなかったんです。甲西町の職員はじめわれわれ全部が、ほとんど寝ずに頑張って排水をしたんです。これを、世界に開く広域交流拠点と言って、開いたら水が入ってきたなんていうことではまずいじゃないですか。これをまず水を治めてくれということで、われわれは構想をつくった。その中に、とにかく水を治めるということも入っています、構想は、具体的に、この工業団地を助けてくださいよ、お願いいたします。

会長（齋藤公夫君）

実は、新市建設計画は、新市将来構想を基本として検討させていただいております。

新市将来構想につきましては、皆さんご承知のように既に各町村ごとに37カ所での説明会を行って承認を得ておるものであります。それを基本として新市建設計画の策定を進めているものでありますので、この点、住民の意思を無視しているわけでもありませんし、そういうものを尊重しながら新市建設計画をつくっていくということで、現在協議を進めております。

したがって、その協議の中で、甲西町の水の問題も構想の中にしっかり位置付けもされておりますので、それらを建設計画の中に取り入れて策定をしていくという基本的な考え方で、現在協議を進めております。その問題を無視しているわけでもございませんので、ぜひ、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

どうぞ。

委員

だから、そういう問題について具体的にどうするのかということですよ、それが計画なんですよ。それを計画を何もここに載せずに、10月に議会で議決するといっても、どう考えても議決できません。合併協議会も、この10月に結論なんか出せませんよ。もっとこの計画を真剣にわれわれが討議しようじゃないですか。

そういう中で、はじめて住民に対して住民の同意が得られるのではないかと思うんですよ。これは何も住民に知らせずに、10月というのを決める決めるというのは間違っています。これはともこの10月に決めることについては、われわれは賛同できません。

会長（齋藤公夫君）

この建設計画というのは、これはどこの建設計画を見せていただいても、一応10年間の計画ということになりますので、細かなところまで実は取り入れきれません。したがって、例えば水の問題につきましても、これをどういう形でどう処理していくかという方向をしっかりと計画の中へ取り入れていただければ、それを具体的に実施計画等々をつくりながら取り組んでいかなければならない問題であります。

したがって、各町村で抱えておりますそういう重要な問題等々がございましたら、この新市建設計画策定委員の中に、町村長、議長さん等々も入っておりますので、その方に十二分に意見を具申しただければ、そういうものが建設計画の中に取り入れられていくものと思っております。

したがって、まず新市建設計画の原案をしっかりとらせていただいて、その後に皆さんのご意見を受けたいと思っております。その時点でどうしても時間がないと、時間が欲しいということになれば、十分時間をかけて協議をしていく所存でありますので、どうしてもこれを決定していくということではございません。あくまでスケジュールという計画でありますから、ぜひ、ひとつその辺のご理解をしていただきたいと思っております。

どうぞ。

## 委員

引き続きの意見ですが、先ほど来、質問と答えでかみ合っているのは、スケジュールが決まっているのでそのとおりにいきますという結論だと思んですが、何度も言われておりますように、この検討するスケジュールが出ていないということでもあります。

言うまでもなく基本計画につきましては、合併するという6町村の速やかな一体化を図るということで、それらの地域の発展また住民の福祉の向上ということで、計画を基本に立てられておることであろうと思いますが、原案は当然つくられていくわけですが、その後の検討の時間的なスケジュールが、この今日の協議の中には出ていないということでもありますので、それをはっきり出しながら、先にそういったものが出る中で、最終的な決定がされるというのが当然だろうと思います。

常識的に考えましても、今までもこのスケジュールではちょっときついのではないかなという一般的な考えであったわけですが、終わりが決まっているから真中は端折るよという感じがちょっとする中で、いかにこの検討がされるかということ、どういったスケジュールによってされるのか。今まで何回も言われておりますように素案が出て、また各町村へ返されて、それぞれ協議することが基本であろうと思いますし、建設計画につきましては、当然、新しい市が来年4月からということで、その出発が果たしてどういう具合で、もちろん細かい点は新市になってからということとは当然であります。どのような財政運営で、差し当たりどのような可能な内容の建設がされ、それは全体のバランスに配慮したものであるかどうかということが、当然、今後検討される問題だろうと思います。それをいかにそれぞれの小委員会あるいは町の研究会の方へ受け渡ししながら、また、相互により良いものの計画をつくるという観点の中で、どのようなスケジュールで検討されるかと、こういう問題を提示していただくことが大切ではないかと私は思います。

以上です。

## 会長（齋藤公夫君）

実は、そのために小委員会を皆さんにお認めしていただいております。

小委員会で十分検討して欲しいと、検討しろということ、実は小委員会に任されてあるわけなんです。ですから小委員会では、その責任に応じて、現在協議を進めておることでもあります。

協議を進めていく過程の中で、必要があれば各町村にその問題点を下ろして、各町村の研究会等々でも十分検討していただき、そしてその意見を吸い上げてきて、新市建設計画策定小委員会でまた議論をし、順次、原案をつくっていかねばならないわけでもあります。

ですから、現在その作業を進めております。これらにつきましても約3カ月間、期間を与えられて進めていくことでもありますので、十二分に協議もできるだろうということでもあります。

したがって、皆さんの意見を聞かないということでもないし、聞く機会をこれからも十分とってまいります。しかし、意見を求めていくためには、まず、たたき台として素案を小委員会でまとめていかねば前へ進んでいかないわけでもあります。この小委員会で責任をもって協議を進めてまいりますので、小委員会で結論が出るまで時間をいただきたいということでもありますので、ぜひ、その辺をご理解願いたいと思います。

どうぞ。

## 委員

当然、小委員会で原案をつくるということは、先ほども私も言ったつもりですが理解しているわけでございます。それを提示して検討するという時間的なスケジュールがあるだろうかというこの

辺の危惧をしているわけございまして、そのスケジュールをある程度きちっと出して進めたいかがでしょうかということでございます。

会長（齋藤公夫君）

そのスケジュールは、小委員会の中でつくってあります。ですから、そのスケジュールに沿って小委員会も開催しております。小委員会におきましても、1章から5章まで、順次その章ごとに検討を加えて、現在この協議を進めている状況でありますので、小委員会では、小委員会としてのスケジュールを組んで、現在協議を進めております。

やはり効率的に進めていかなければ、なかなか前に進んでいきません。そのために町村長と議長さんで構成されておるものでありますから、各町村の問題点等々は、十二分にその会合の席で協議をされていくものであります。必要に応じまして、各町村に持ち帰って協議をしていただくようなことにもなっておりますので、そういう問題点が出たときには、各町村ごとに煮詰めていただきたいと思いますと思っております。

現在、小委員会で協議を進めておりますので、その小委員会の日程をここでちょっとご参考までに説明させていただきます。

では、事務局でお願いします。

事務局（上野健君）

それでは事務局の方から、現在の新市建設計画策定小委員会のスケジュールについてご説明いたします。

前回の5月9日の合併協議会で設置をご承認いただきましたので、早速5月21日に第1回目を開いたところであります。第2回目は来週になりますが17日に開く予定でございます。第3回目を8月21日に開催する予定でございます。それから9月4日に第4回の小委員会を開催する予定でございます。小委員会はすべて公開の会議で行っております。また、素案あるいはたたき台がまとまり次第、各町村に送付しておりますので、その辺については役場の方に問い合わせいただければ、内容が確認できると思えます。

以上でございます。

会長（齋藤公夫君）

ただ今報告のとおり、小委員会とすれば今のスケジュールに沿って色々協議を進めております。

なお、加えて申し上げますと、この新市建設計画策定小委員会を開催する前に6町村長で構成する運営調整会議という会議でも検討をしておるということでありまして、今のスケジュールに沿って、町村長の調整会議でも十二分に意見交換をしておるということでもありますので、ぜひ、ひとつご理解を願いたいと思えます。

どうぞ。

委員）

首長と討議をしているからいいという問題ではないと思うんですね。

この10月の合併協議会の承認、これしかここに書いていないんですよ。そういう中で小委員会を開くから、4回や5回の小委員会を開くから、構想の具体化ができるなんていうことは到底考えられる問題ではないんです。

ここの10月というのは、これは取り消して欲しいんですよ。もっと真剣に内容のある、足元をしっかりと煮詰めた計画を立てなければ、素晴らしい市なんかできないんですよ。みんなすべて先送りして、小委員会を4回開いたからこれでいいだろう、それはおかしいですよ。それは間違っていますよ。

第一、もうとっくに決定されている三郡衛生組合の問題、これは必ず合併前に結論を出しますと  
いっているんですよ。合併協議会として何をしたんですか、何もしていないじゃないですか。こう  
いう中で審議はしなくて、その承認の日だけを決めるというのはね、あまりにも住民を無視してい  
ます。住民に周知すると口で言いながら、文章で書きながら、何もここに住民に周知する機会なん  
かありませんよ。これは間違っていますよ。10月の議決というのは取り消してください。

会長（齋藤公夫君）

合併協議については、小委員会にいたしましても、この合併協議会にいたしましても、すべて公  
開でやっております。また、新市将来構想の策定につきましても、これはもちろん町村長、小委員  
会で協議をする以前にも、各町村を通しまして合併研究会、職員の研究会等々でも意見を吸い上げ  
ながら協議を進めておるものであります。

したがって、そういうものを積み重ねて、まず新市建設計画のたたき台として素案をつくり  
上げなければ協議が進んでまいりません。時間的な問題もありますので、具体的に進めていかなけ  
れば、なかなか協議を煮詰めていくわけにもまいりませんので、ぜひ、ひとつその辺をご理解をし  
ていただき、10月の調印の決定がすべて最後だということをおっしゃるわけでもありません。協  
議して、協議が煮詰まらなければ十二分に時間をかけて協議をしていくことにもなりますので、あ  
くまで一応予定という形で、この10月の承認決定というものをスケジュールとして載せてあるも  
のであります。

やはり目標を持たなければ、なかなか協議というものは進んでまいりません。その辺は、ぜひ、  
ひとつご理解を願いたいと思っております。

どうぞ。

委員

目標を持ってと言うんですが、12月という目標があるんですよ、前のスケジュールの中に。こ  
れを早めるというのが間違っているということなんですよ。十分な論議をするというのに、なんで  
こんなに早めるんですか。何も出てないんですよ、まだ。出ていない段階でもって、こんなものをつ  
くる必要はないんですよ。今、会長が言うように、ここまでいってどうしても議決ができなければ  
先にいけばいいんだというのは、これは私は一番最初にこの会議の時に、4月1日という問題に  
ついて間違っていると。もっと論議をして理念を持った合併を進めて行く中で、はじめて先が見え  
た段階で、ではいつに合併しようということにすればいいではないかと言った時に、櫛形の石川町  
長さんが「いいじゃんか西海、そこまでいってだめな場合はまた延ばす」という話だったんですよ。  
私はそれもおかしいと思ったんですけども、だめな場合また延ばすなんて、前へ前倒しするとい  
うことはどういうことなんですか。

すべて問題を先送りしながら、期日だけを前倒しするというのは、これは県が考えていることな  
んですよ。県がそうしてもらいたいという要望だと思うんですよ。住民はそんなことは考えていま  
せんよ。もっとわれわれに周知してくれと、徹底的な論議をしてくれと住民はおっしゃっているん  
ですよ。その住民に対して、これはわれわれは説明できません。撤回してください。

会長（齋藤公夫君）

期間を延ばしたから、それだけ協議ができるかということ、もちろんそれも一理ありますが、しか  
し短い期間の中に濃密に協議を進めていくということも協議方法の重要な一面でもあります。です  
から、できるだけ細かく具体的に協議をしっかりと、かつ、早く煮詰めていこうと。そして若干余裕  
を持ちながら進めていった方が、色々な準備の段階でよいのではないかという考え方のもとに、こ  
のスケジュールを変更させていただいたということでもありますので、別に皆さんの意見を無視して

いるわけでもないし、また、住民からの意見を無視しているわけでもなく、そういう意見を十二分に聞く機会を持つ考えであります。

ただ、ここに細かな協議が載せていないということではありますが、これはもうこの小委員会での結論が出次第、このスケジュールの中に追加させていただきながら協議を進めていくということで、あくまでスケジュールですから、これがすべての決定ではないということだけご理解していただければいいのではないかと思うんですが、ぜひ、ひとつその辺のご理解をしていただきたいと思います。

どうぞ。

委員

会長、すべての決定ではないと言うのなら、こんなところへ載せないでくださいよ。これはここに載せてあると、もうそれは、今、会長が言うように4月1日から逆算した日なんですよ。そうではなくて、住民にしっかり理解してもらおうということ。大切な計画を、具体的な計画を、ああこれなら良からうと、よしこれなら合併しようじゃないかという、住民が判断をする材料なんですよ、これは。県と協議をしてそれで終わりだということではないんですよ。住民と十分な理解を得て、住民の意思をこの中に生かしてこそ、はじめて計画なんですよ。これは、もう最初からこういう決定がこの期間でされているんですよ。それをここまで来て、なんで10月に慌ててもってくるんですか。これだけ前倒しするというのは間違っていますよ。

ぜひ、前のスケジュールでいってください。

会長（齋藤公夫君）

では、ちょっと暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時50分

会長（齋藤公夫君）

それでは、休憩前に引き続きまして再開させていただきます。

先ほどスケジュールにつきまして当初12月の予定が10月に繰り上げたということで、それでは住民との色々な意見交換をしたり、住民の意見を吸い上げて反映するには、時間的な余裕がないではないかというご指摘もいただきました。

私どもも、もちろん合併というものが住民あつての合併であり、住民の意見を十二分に吸い上げるように最大限努力させていただきまして、それが例えば10月にうまく間に合ったということであれば、10月に議決をさせていただくわけですが、住民とのコンセンサスがとれない場合は、それは若干11月にずれ込むかも分かりませんが、住民との意見交換、そして住民の意見が十二分に反映されますよう十二分に努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひ、ひとつこの日程をご理解していただきたいと思います。

よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

（「はい」という声）

どうも色々なご意見ありがとうございました。

それでは、以上で質疑を打ち切らせていただきます。

協議第2号 合併スケジュールの変更について、これを原案のとおり決することにご異議がありませんでしたら、拍手をもってご承認を願います。



( 拍 手 )

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

会長（齋藤公夫君）

議案第3号 平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会決算の認定について、事務局より説明をお願いいたします。

それでは事務局をお願いいたします。

事務局（清水栄男君）

資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会歳入歳出決算につきまして、ご報告を申し上げます。

歳入歳出決算額でございますけれども、歳入予算現額6,695万9千円に対しまして、歳入決算額6,696万1,731円でございます。

歳出予算現額6,695万9千円に対しまして歳出決算額5,571万6,965円でございます。

歳入歳出差引残額1,124万4,766円でございます。この金額につきましては翌年度繰越額として1,124万4,766円でございます。

次に、1歳入といたしまして歳入の予算でございますが、1款、1項、1目、負担金でございます。負担金につきましては、ここの説明にもございますように1町村平均では780万円でございますけれども、ここの3町村プラス500万円の負担をしていただいております。これは国の体制整備補助金、この体制整備補助金と申しますのは、合併協議会を構成する市町村が、1回でございますが500万円の補助金を受けられるということでございまして、当6町村におきましては、平成13年度に八田村、白根町、芦安村がこの補助金の交付を受けておりますので、780万円に500万円をプラスして負担をしていただいております。平成14年度は、若草町、櫛形町、甲西町におきまして500万円プラスされた負担金を計上させていただいております。

2款の県支出金でございますが、これは300万円でございますけれども、山梨県の市町村合併推進事業費補助金ということで、合併にかかる事業に対する補助金でございます。

3款でございますけれども繰越金215万8,271円、平成12年度からの繰越金でございます。

4款の諸収入3,460円でございます。これは合併協議会の預金利子でございます。

歳入合計6,696万1,731円でございます。

7ページに移っていただきまして歳出でございます。

総務費、第1項、総務管理費、1目の事務局費でございます。これは合併協議会事務局の運営費用でございます。

1の報酬といたしまして、監査委員さんの報酬でございます。

3の職員手当といたしまして、事務局職員の時間外手当でございます。

9の旅費といたしまして、会議等の普通旅費でございます。

11の需用費といたしまして、事務消耗品、公用車の燃料費等でございます。

12の役務費といたしまして、公用車の保険料、切手代等でございます。

14の使用料及び賃借料でございますけれども、公用車の借り上げ、また、事務等で使用してお

りますパソコン等事務機器の借上料でございます。

2目の事務所費でございます。事務所の維持管理の経費でございます。

11の需用費でございますけれども、事務所の修繕費、光熱水費、消耗品等でございます。

12の役務費でございますけれども、事務所の電話料、受信料でございます。

13の委託料でございます。事務所の警備、また、事務所の清掃等の委託でございます。

14の使用料及び賃借料でございますけれども、事務所用のロッカー等の備品借上料でございます。

2款の事業費、1項の事業費、1目の事業推進費でございます。

1の報償費でございますけれども、今日おいでの委員さん方の協議会へご出席の報酬でございます。

7の賃金でございますけれども、事務局に臨時職員を1名任用しておりますので、その職員の賃金でございます。

8の報償費でございますが、アドバイザー謝礼ということで、昨年度、新市将来構想策定小委員会を設置いたしまして、アドバイザーをお願いいたしました関係の謝礼でございます。これは県の幹部職員2名のほかに研究機関の研究員2名をお願いいたしましたところでございますけれども、その研究員に対する謝礼でございます。

9の旅費でございますけれども、同じくアドバイザーの旅費でございます。

11の需用費でございますけれども、ここの説明でございますように住民の皆さんへの協議会だより、昨年度作成いたしました新市将来構想の増刷版、合併に関する協議結果、会議資料等印刷費、また、会議資料等の消耗品でございます。

12の役務費でございますけれども、先ほどの協議会だよりを新聞折り込みで住民の皆さんに配布しておりますので、その折り込み手数料、また、郵送料でございます。

予算額に対しまして残額が多くなっておるわけですが、この金額につきましては、昨年度実施いたしました住民意向調査の返送料等につきましては、回答率100%を見込んで予算を計上しております関係で、回答率が60%強ということでございましたので、その残額が主なものであります。

13の委託料でございますけれども、新市将来構想案作成、住民意向調査それから議事録作成等の委託料でございます。

14の使用料及び賃借料でございますけれども、住民の皆さんに広く、また、全国の皆さんに協議状況を知らせるためにホームページを開設しておりますのでその使用料であります。また、当協議会の会場として桃源閣等をお借りしておりますので、その会場使用料等でございます。

3款につきましては予備費でございます。

以上で歳出合計5,571万6,965円、歳入済額が6,696万1,731円、歳出済額が5,571万6,965円ということで1,124万4,760円が残額となり翌年度へ繰り越しております。

以上、平成13年度の合併協議会の決算につきまして、ご報告させていただきました。

よろしく申し上げます。

会長（齋藤公夫君）

説明が終わりました。

この決算の関係につきましては、合併協議会規則第16条の規定によりまして、八田村の監査委

員に監査をお願いしてあります。

監査委員を代表して笹本隆代表監査委員に、監査結果の報告をお願いいたしたいと思います。  
よろしくお願いいたします。

#### 監査委員

それでは、お手元の資料の8ページに監査報告がございますので、朗読してご報告を申し上げます。

#### 監査報告書

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会規約第16条の規定により、平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会歳入歳出決算監査の結果を下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 監査実施年月日及び場所

実施年月日 平成14年6月27日

場 所 八田村役場会議室

##### 2 監査項目

平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会歳入歳出決算

##### 3 監査結果

平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会歳入歳出決算について、事務の執行状況、歳入歳出伝票等関係書類を精査照合するとともに、慎重に監査した結果、いずれも適正に執行され、予算目的が十分果たされていたことをご報告いたします。

平成14年6月27日

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会監査委員 笹本 隆  
堀 広男

以上でございます。

#### 会長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

以上のとおり報告がございました。

委員の皆様からの質問はありませんか。

（ な し ）

質問がありませんので、以上で質疑を打ち切らせていただきます。

協議第3号 平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会決算の認定について、これを原案のとおり決することにご異議がありませんでしたら、拍手をもってご承認願います。

（ 拍 手 ）

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で予定いたしました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

これで議長を降ろさせていただきます。

#### 事務局（大芝政則君）

引き続き、大きい4番のその他の事項に移りたいと思います。

その他の事項で事務局の方から報告をいたします。

事務局（上野健君）

次回の協議会の日程でございますが、先ほどスケジュールをご承認いただきましたとおり9月に予定しております。

今のところの予定としましては9月12日、第2木曜日になりますけれども、第14回目の合併協議会をお願いしたいと思います。

その間にいくつか小委員会がございますが、それは小委員会ごとに既に通知を差し上げてございますので、それに沿ってよろしくをお願いいたします。

なお、次回の合併協議会の主な議題は、新市の名称の決定でございます。

その他の案件がございましたら、その段階でまたお願いしたいと考えております。

以上でございます。

事務局（大芝政則君）

その他、委員さんの方から何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（ な し ）

では、その他の事項を終結いたします。

長時間にわたり慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして第13回八田村、白根町、芦安村、若草町、楡形町、甲西町合併協議会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時06分